

市 議 会 定 例 会 議 案

山 形 市

令和４年１２月定例会議案目次

議案番号	件名
議第７０号	令和４年度山形市一般会計補正予算
議第７１号	令和４年度山形市国民健康保険事業会計補正予算
議第７２号	令和４年度山形市後期高齢者医療事業会計補正予算
議第７３号	令和４年度山形市介護保険事業会計補正予算
議第７４号	令和４年度山形市母子父子寡婦福祉資金貸付事業会計補正予算
議第７５号	令和４年度山形市公設地方卸売市場事業会計補正予算
議第７６号	令和４年度山形市農業集落排水事業会計補正予算
議第７７号	「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律に基づく特定事業に係る契約の締結について」の一部変更について（山形市立南沼原小学校校舎等改築事業）
議第７８号	山形市個人情報保護に関する法律施行条例の設定について
議第７９号	山形市議会議員及び山形市長の選挙における選挙運動に要する費用の公費負担に関する条例の一部改正について
議第８０号	山形市情報公開条例の一部改正について
議第８１号	山形市職員定数条例の一部改正について
議第８２号	山形市手数料条例の一部改正について
議第８３号	山形市印鑑条例の一部改正について
議第８４号	山形市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部改正について
議第８５号	山形市道路の構造の技術的基準等を定める条例の一部改正について
議第８６号	山形市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正について
議第８７号	山形市消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部改正について
議第８８号	山形市立学校設置条例の一部改正について
議第８９号	山形市下水道条例の一部改正について
議第９０号	山形市病院事業の設置等に関する条例の一部改正について

議 第 70 号

令和 4 年度山形市一般会計補正予算（第 6 号）

令和 4 年度山形市の一般会計補正予算（第 6 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,517,935千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ112,232,096千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第 2 条 地方自治法第213条第 1 項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第 2 表 繰越明許費」による。

（債務負担行為の補正）

第 3 条 債務負担行為の追加及び廃止並びに変更は、「第 3 表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第 4 条 地方債の追加及び変更は、「第 4 表 地方債補正」による。

令和 4 年11月24日提出

山形市長 佐 藤 孝 弘

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
11 地 方 交 付 税		10,513,816 ^{千円}	130,000 ^{千円}	10,643,816 ^{千円}
	1 地 方 交 付 税	10,513,816	130,000	10,643,816
15 国 庫 支 出 金		22,581,449	624,719	23,206,168
	1 国 庫 負 担 金	12,873,258	203,937	13,077,195
	2 国 庫 補 助 金	9,479,187	453,731	9,932,918
	3 委 託 金	229,004	△ 32,949	196,055
16 県 支 出 金		8,209,370	9,674	8,219,044
	1 県 負 担 金	4,551,059	20,076	4,571,135
	2 県 補 助 金	2,960,332	△ 10,402	2,949,930
18 寄 附 金		2,021,000	3,000	2,024,000
	1 寄 附 金	2,021,000	3,000	2,024,000
19 繰 入 金		2,218,680	1,508,396	3,727,076
	1 特別会計繰入金	379,450	28,165	407,615
	2 基 金 繰 入 金	1,839,230	1,480,231	3,319,461
21 諸 収 入		6,144,923	92,646	6,237,569
	5 雑 入	1,693,598	92,646	1,786,244
22 市 債		7,453,200	149,500	7,602,700
	1 市 債	7,453,200	149,500	7,602,700
歳 入 合 計		109,714,161	2,517,935	112,232,096

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 議 会 費		千円 662,301	千円 5,416	千円 667,717
	1 議 会 費	662,301	5,416	667,717
2 総 務 費		12,204,807	1,048,129	13,252,936
	1 総 務 管 理 費	5,869,489	396,933	6,266,422
	2 徴 税 費	1,085,914	△ 3,587	1,082,327
	3 戸 籍 住 民 基 本 台帳費	429,359	35,620	464,979
	4 選 挙 費	162,045	109	162,154
	5 統 計 調 査 費	30,141	3,242	33,383
	6 監 査 委 員 費	95,668	△ 189	95,479
	7 企 画 費	4,464,947	618,802	5,083,749
	8 交通安全対策費	67,244	△ 2,801	64,443
3 民 生 費		41,825,240	532,819	42,358,059
	1 社 会 福 祉 費	18,728,532	354,344	19,082,876
	2 児 童 福 祉 費	19,071,871	41,909	19,113,780
	3 生 活 保 護 費	3,883,138	111,318	3,994,456
	4 災 害 対 策 費	141,699	25,248	166,947
4 衛 生 費		9,992,790	178,505	10,171,295
	1 保 健 衛 生 費	6,048,972	126,547	6,175,519
	2 清 掃 費	3,632,226	40,787	3,673,013
	3 環 境 保 全 費	278,274	11,171	289,445

款	項	補正前の額	補 正 額	計
5 労 働 費		453,235 ^{千円}	25,476 ^{千円}	478,711 ^{千円}
	1 労 働 福 祉 費	453,235	25,476	478,711
6 農 林 水 産 業 費		2,207,967	△ 11,523	2,196,444
	1 農 業 費	1,853,767	△ 8,964	1,844,803
	2 林 業 費	354,200	△ 2,559	351,641
7 商 工 費		8,514,202	31,596	8,545,798
	1 商 工 費	8,453,667	26,485	8,480,152
	2 消 費 者 保 護 費	60,535	5,111	65,646
8 土 木 費		12,262,489	261,471	12,523,960
	1 土 木 管 理 費	463,634	△ 6,836	456,798
	2 道 路 橋 り ょ う 費	3,646,384	250,439	3,896,823
	3 河 川 費	234,970	5,336	240,306
	4 都 市 計 画 費	4,164,674	11,525	4,176,199
	6 住 宅 費	305,127	1,007	306,134
9 消 防 費		3,221,917	75,437	3,297,354
	1 消 防 費	3,221,917	75,437	3,297,354
10 教 育 費		9,809,370	295,609	10,104,979
	1 教 育 総 務 費	1,870,710	108,916	1,979,626
	2 小 学 校 費	2,309,525	99,098	2,408,623
	3 中 学 校 費	529,910	33,091	563,001
	4 高 等 学 校 費	1,457,300	△ 10,131	1,447,169
	6 社 会 教 育 費	1,060,825	57,073	1,117,898
	7 保 健 体 育 費	2,328,829	7,562	2,336,391

款	項	補正前の額	補 正 額	計
11 災 害 復 旧 費		46,571 ^{千円}	75,000 ^{千円}	121,571 ^{千円}
	2 公 共 土 木 施 設 災害復旧費	44,285	75,000	119,285
歳 出 合 計		109,714,161	2,517,935	112,232,096

第2表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
8 土木費	4 都市計画費	都市計画街路事業 (四日町山家町線ほか4路線)	422,821 ^{千円}
		公園施設長寿命化対策事業	8,843
10 教育費	6 社会教育費	二十歳の祝賀式開催事業	7,074
11 災害復旧費	2 公共土木施設 災害復旧費	道路橋りょう災害復旧事業 (前明石須刈田線本沢橋)	69,000

第3表 債務負担行為補正

追加

事項	期間	限度額
地域公共交通モデル事業 (滝山地区運行実験)	令和4年度から 令和5年度まで	9,641 ^{千円}
西部工業団地公園内 スポーツ施設整備事業	令和5年度	31,500
市民プールプール槽改修事業	令和5年度	28,922
旧千歳館エリア・ リノベーション事業	令和4年度から 令和5年度まで	28,240
はしご付消防自動車 オーバーホール事業	令和5年度	18,750
宮浦小学校保健室移設事業	令和5年度	11,879

廃止

事 項	期 間	限 度 額
道路橋りょう災害復旧事業 (前明石須刈田線本沢橋)	令和5年度	^{千円} 60,000

変更

事 項	補 正 前	補 正 後
	限 度 額	限 度 額
前明石須刈田線本沢橋 流出防止対策事業	^{千円} 90,000	^{千円} 180,000

第4表 地方債補正

追 加

起 債 の 目 的	限度額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
土 砂 災 害 対 策 事 業	18,900 ^{千円}	普通貸借 又は証券 発行	借入先との [%] 協定による。	借入先の融資条件による。 ただし、財政の都合により 償還年限を短縮し、繰 上償還をし、又は低利債 に借り換えることができる。

変 更

起 債 の 目 的	補 正 前	補 正 後
	限 度 額	限 度 額
道 の 駅 整 備 事 業	443,700 ^{千円}	474,200 ^{千円}
体 育 施 設 整 備 事 業	127,000	154,300
農 業 生 産 基 盤 整 備 事 業	27,600	37,000
道 路 橋 り ょ う 整 備 事 業	522,300	491,200
地 方 道 路 等 整 備 事 業	632,100	692,800
市 街 地 整 備 事 業	99,300	95,600
都 市 計 画 街 路 事 業	661,400	678,500
都 市 計 画 公 園 整 備 事 業	356,400	337,900
義 務 教 育 施 設 整 備 事 業	720,800	726,700
公 共 土 木 施 設 災 害 復 旧 事 業	11,900	44,900

議 第 71 号

令和 4 年度山形市国民健康保険事業会計補正予算（第 1 号）

令和 4 年度山形市の国民健康保険事業会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ462,533千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ22,892,944千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 4 年11月24日提出

山形市長 佐 藤 孝 弘

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 国民健康保険税		4,482,552 ^{千円}	△ 117,941 ^{千円}	4,364,611 ^{千円}
	1 国民健康保険税	4,482,552	△ 117,941	4,364,611
4 県 支 出 金		16,289,339	1,920	16,291,259
	1 県 補 助 金	16,289,339	1,920	16,291,259
6 繰 入 金		1,603,306	△ 79,302	1,524,004
	1 繰 入 金	1,603,306	△ 79,302	1,524,004
7 繰 越 金		1	657,856	657,857
	1 繰 越 金	1	657,856	657,857
歳 入 合 計		22,430,411	462,533	22,892,944

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総 務 費		304,603 ^{千円}	27,551 ^{千円}	332,154 ^{千円}
	1 総 務 管 理 費	261,470	27,551	289,021
3 国民健康保険 事業費納付金		5,712,312	△ 123,244	5,589,068
	1 医 療 給 付 費 分	4,006,019	△ 115,094	3,890,925
	2 後期高齢者支援 金等分	1,326,734	△ 45,260	1,281,474
	3 介 護 納 付 金 分	379,559	37,110	416,669
6 諸 支 出 金		30,180	403,451	433,631
	1 償還金及び還付 加算金	28,000	397,636	425,636
	3 繰 出 金	0	5,815	5,815
8 基 金 積 立 金		0	154,775	154,775
	1 基 金 積 立 金	0	154,775	154,775
歳 出 合 計		22,430,411	462,533	22,892,944

議 第 72 号

令和 4 年度山形市後期高齢者医療事業会計補正予算（第 1 号）

令和 4 年度山形市の後期高齢者医療事業会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ163,695千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,697,519千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 4 年11月24日提出

山形市長 佐 藤 孝 弘

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 保 険 料		3,009,643 ^{千円}	△ 215,036 ^{千円}	2,794,607 ^{千円}
	1 後期高齢者医療 保険料	3,009,643	△ 215,036	2,794,607
3 繰 入 金		843,499	△ 42,031	801,468
	1 繰 入 金	843,499	△ 42,031	801,468
4 繰 越 金		1	74,660	74,661
	1 繰 越 金	1	74,660	74,661
5 諸 収 入		8,001	18,712	26,713
	3 雑 入	1	18,712	18,713
歳 入 合 計		3,861,214	△ 163,695	3,697,519

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総 務 費		94,874 ^{千円}	△ 7,153 ^{千円}	87,721 ^{千円}
	1 総 務 管 理 費	68,477	△ 7,153	61,324
2 後期高齢者医療 広域連合納付金		3,759,238	△ 178,892	3,580,346
	1 後期高齢者医療 広域連合納付金	3,759,238	△ 178,892	3,580,346
3 諸 支 出 金		7,002	22,350	29,352
	2 繰 出 金	2	22,350	22,352
歳 出 合 計		3,861,214	△ 163,695	3,697,519

令和 4 年度山形市介護保険事業会計補正予算（第 2 号）

令和 4 年度山形市の介護保険事業会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ509,403千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ23,454,554千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為）

第 2 条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

令和 4 年11月24日提出

山形市長 佐 藤 孝 弘

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 国庫支出金		5,556,241 ^{千円}	107 ^{千円}	5,556,348 ^{千円}
	2 国庫補助金	1,530,879	107	1,530,986
4 支払基金交付金		6,020,137	△ 23,237	5,996,900
	1 支払基金交付金	6,020,137	△ 23,237	5,996,900
5 県支出金		3,116,139	53	3,116,192
	2 県補助金	112,383	53	112,436
7 繰入金		3,359,255	△ 83,254	3,276,001
	1 一般会計繰入金	3,312,220	△ 36,219	3,276,001
	2 基金繰入金	47,035	△ 47,035	0
8 繰越金		1	615,734	615,735
	1 繰越金	1	615,734	615,735
歳 入 合 計		22,945,151	509,403	23,454,554

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総 務 費		千円 353,659	千円 4,579	千円 358,238
	1 総 務 管 理 費	222,607	4,579	227,186
3 地域支援事業費		818,408	426	818,834
	2 一般介護予防事業費	23,887	426	24,313
4 保健福祉事業費		31,964	6,196	38,160
	1 保健福祉事業費	31,964	6,196	38,160
5 諸 支 出 金		108,058	216,237	324,295
	1 償還金及び還付加算金	4,948	216,237	221,185
7 基 金 積 立 金		0	281,965	281,965
	1 基 金 積 立 金	0	281,965	281,965
歳 出 合 計		22,945,151	509,403	23,454,554

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
高 齢 者 生 活 状 況 等 調 査 分 析 事 業	令 和 4 年 度 か ら 令 和 5 年 度 ま で	千円 20,000

議 第 74 号

令和 4 年度山形市母子父子寡婦福祉資金貸付事業会計補正予算（第 1 号）

令和 4 年度山形市の母子父子寡婦福祉資金貸付事業会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ56,077千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ83,213千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 4 年11月24日提出

山形市長 佐 藤 孝 弘

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 繰 越 金		千円 1	千円 56,077	千円 56,078
	1 繰 越 金	1	56,077	56,078
歳 入 合 計		27,136	56,077	83,213

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 予 備 費		千円 100	千円 56,077	千円 56,177
	1 予 備 費	100	56,077	56,177
歳 出 合 計		27,136	56,077	83,213

議 第 75 号

令和 4 年度山形市公設地方卸売市場事業会計補正予算（第 1 号）

令和 4 年度山形市の公設地方卸売市場事業会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ12,966千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ277,142千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 4 年11月24日提出

山形市長 佐 藤 孝 弘

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 繰 入 金		千円 70,517	千円 △ 2,053	千円 68,464
	1 繰 入 金	70,517	△ 2,053	68,464
3 繰 越 金		1	7,186	7,187
	1 繰 越 金	1	7,186	7,187
4 諸 収 入		78,553	7,833	86,386
	2 雑 入	48,553	7,833	56,386
歳 入 合 計		264,176	12,966	277,142

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総 務 費		千円 224,920	千円 12,966	千円 237,886
	1 総 務 管 理 費	224,920	12,966	237,886
歳 出 合 計		264,176	12,966	277,142

議 第 76 号

令和 4 年度山形市農業集落排水事業会計補正予算（第 2 号）

令和 4 年度山形市の農業集落排水事業会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,238千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ230,174千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第 2 条 地方債の変更は、「第 2 表 地方債補正」による。

令和 4 年11月24日提出

山形市長 佐 藤 孝 弘

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 繰 入 金		172,260 ^{千円}	1,447 ^{千円}	173,707 ^{千円}
	1 繰 入 金	172,260	1,447	173,707
3 繰 越 金		1	891	892
	1 繰 越 金	1	891	892
5 市 債		9,500	2,900	12,400
	1 市 債	9,500	2,900	12,400
歳 入 合 計		224,936	5,238	230,174

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総 務 費		89,405 ^{千円}	5,238 ^{千円}	94,643 ^{千円}
	1 総 務 管 理 費	89,405	5,238	94,643
歳 出 合 計		224,936	5,238	230,174

第2表 地方債補正

変 更

起 債 の 目 的	補 正 前	補 正 後
	限 度 額	限 度 額
農 業 集 落 排 水 事 業	9,500 ^{千円}	12,400 ^{千円}

議第 7 7 号

「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律に基づく特定事業に係る契約の締結について」の一部変更について

令和元年 1 2 月 1 3 日に議決を経た議第 9 2 号「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律に基づく特定事業に係る契約の締結について」の一部を次のように変更する。

令和 4 年 1 1 月 2 4 日提出

山形市長 佐 藤 孝 弘

3 契約金額の項中「金 4, 5 0 1, 2 1 1, 1 9 0 円」を「金 4, 4 3 5, 3 8 5, 2 7 4 円」に改める。

理 由

南沼原小学校校舎等改築事業に係る契約について、契約金額を変更しようとするものである。

山形市個人情報の保護に関する法律施行条例の設定について

山形市個人情報の保護に関する法律施行条例を次のように制定する。

令和 4 年 1 1 月 2 4 日提出

山形市長 佐 藤 孝 弘

山形市個人情報の保護に関する法律施行条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成 1 5 年法律第 5 7 号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この条例において使用する用語は、法及び個人情報の保護に関する法律施行令（平成 1 5 年政令第 5 0 7 号）において使用する用語の例による。

(個人情報取扱事務の届出)

第 3 条 市の機関（市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、上下水道事業管理者、病院事業管理者及び消防長をいう。以下同じ。）及び財産区は、個人情報を取り扱う事務であつて、当該個人情報に含まれる記述等又は個人識別符号により当該個人を検索し得る状態で個人情報が記録された行政文書等を使用するもの（以下「個人情報取扱事務」という。）を新たに開始しようとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。届け出た事項を変更しようとするときも同様とする。

- (1) 個人情報取扱事務の名称及び目的
- (2) 個人情報取扱事務を所管する組織の名称
- (3) 個人情報の対象者の範囲
- (4) 個人情報の記録項目
- (5) その他規則で定める事項

- 2 市の機関及び財産区は、前項の規定により届け出た個人情報取扱事務を廃止したときは、遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。
- 3 市長は、前2項の規定による届出があったときは、遅滞なく当該届出に係る事項を第11条第1項に規定する山形市個人情報保護制度運営審議会に報告しなければならない。
- 4 市長は、第1項の規定による届出があったときは、当該届出に係る事項を記載した目録を作成し、一般の閲覧に供しなければならない。

(開示請求に係る手数料)

第4条 法第89条第2項の規定により納付しなければならない手数料の額は、無料とする。

- 2 開示請求者は、写しの交付により保有個人情報の開示を受けようとするときは、規則で定めるところにより、当該保有個人情報記録された行政文書等の写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。

(開示請求書の記載事項)

第5条 開示請求書には、法第77条第1項各号に掲げる事項のほか、市の機関及び財産区が定める事項を記載することができる。

(開示決定等の期限)

第6条 開示決定等は、開示請求があった日から14日以内にしなければならない。ただし、法第77条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

- 2 前項の規定にかかわらず、市の機関及び財産区は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、市の機関及び財産区は、開示請求者に対し、遅滞なく延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限の特例)

第7条 開示請求に係る保有個人情報が著しく大量であるため、開示請求があった日から44日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、市の機関及び財産区は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、市の機関及び財産区は、同条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この条の規定を適用する旨及びその理由

(2) 残りの保有個人情報について開示決定等をする期限

(訂正請求書の記載事項)

第8条 訂正請求書には、法第91条第1項各号に掲げる事項のほか、市の機関及び財産区が定める事項を記載することができる。

(利用停止請求書の記載事項)

第9条 利用停止請求書には、法第99条第1項各号に掲げる事項のほか、市の機関及び財産区が定める事項を記載することができる。

(行政機関等匿名加工情報の利用に係る手数料)

第10条 法第119条第3項の規定により納付しなければならない手数料の額は、21,000円に次に掲げる額の合計額を加算した額とする。

(1) 行政機関等匿名加工情報の作成に要する時間1時間までごとに3,950円

(2) 行政機関等匿名加工情報の作成の委託を受けた者に対して支払う額（当該委託をする場合に限る。）

2 法第119条第4項の規定により納付しなければならない手数料の額は、次の各号に掲げる行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結する者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 次号に掲げる者以外の者 法第115条の規定により当該行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結する者が法第119条第3項の規定により納付しなければならない手数料の額と同一の額

(2) 法第115条（法第118条第2項において準用する場合を含む。）の規定により当該行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結した者 12,600円

(個人情報保護制度運営審議会の設置)

第11条 次に掲げる事務を行うため、法第129条の規定によりこの市に山形市個人情報保護制度運営審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(1) 第13条の規定による諮問に応じて調査審議すること。

(2) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第28条第1項に規定する評価書に記載された特定個人情報ファイルの取扱いに関する事項について調査審議し、市長に意見を述べること。

2 審議会は、個人情報の適正な取扱いについて議会から意見の求めがあったときは、議会に

意見を述べることができる。

(審議会の組織等)

第12条 審議会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、専門的な知識経験を有する者及び市民のうちから市長が委嘱する。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

5 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

6 審議会は、前条に規定する事務を行うため必要と認めるときは、市の機関、議会又は財産区の職員その他関係人の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

7 前各項並びに次条及び第14条に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(審議会への諮問)

第13条 市の機関及び財産区は、次の各号のいずれかに該当する場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な意見を聴くことが特に必要と認めるときは、審議会に諮問することができる。

(1) この条例の規定を改正し、又は廃止しようとするとき。

(2) 法第66条第1項の規定に基づき講ずる措置の基準を定めようとするとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、市の機関及び財産区における個人情報の取扱いに関する運用上の細則を定めようとするとき。

(諮問の手続)

第14条 市の機関及び財産区は、前条の規定により審議会に諮問しようとするときは、規則で定めるところにより、諮問に関する必要な手続に従わなければならない。

(運用状況の公表)

第15条 市長は、毎年、市の機関及び財産区における法及びこの条例の運用状況を取りまとめ、これを一般に公表しなければならない。

(委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、市の機関及び財産区が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（山形市個人情報保護条例の廃止）

2 山形市個人情報保護条例（平成12年市条例第34号。以下「旧条例」という。）は、廃止する。

（経過措置）

3 次に掲げる者に係る旧条例第12条、第13条第3項又は第43条第2項の規定によるその業務に関して知り得た旧条例第2条第1号に規定する個人情報（以下「旧個人情報」という。）をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない義務については、施行日以後においても、なお従前の例による。

(1) この条例の施行の際現に旧条例第2条第8号に規定する実施機関（以下「旧実施機関」という。）の職員である者又は施行日前において旧実施機関の職員であった者のうち、施行日前において旧個人情報の取扱いに従事していた者

(2) 施行日前において旧実施機関から委託を受けた旧個人情報を取り扱う事務に従事していた者

(3) 施行日前において旧実施機関が指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。）に行わせた旧個人情報を取り扱う事務に従事していた者

4 施行日前に旧条例第15条第1項、第28条第1項又は第35条第1項の規定による請求がなされた場合における旧条例第2条第4号に規定する保有個人情報（以下「旧保有個人情報」という。）の開示、訂正及び利用停止については、なお従前の例による。

5 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、施行日前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧条例第2条第10号に規定する行政文書であつて、一定の事務の目的を達成するために特定の旧保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるよう体系的に構成したもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を施行日以後に提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

(1) この条例の施行の際現に旧実施機関の職員である者又は施行日前において旧実施機関の職員であった者

(2) 附則第3項第2号に掲げる者

(3) 附則第3項第3号に掲げる者

6 前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得た施行日前において旧実施機関が保有し

ていた旧保有個人情報を実施日以後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

7 前2項の規定は、この市の区域外においてこれらの項の罪を犯した者にも適用する。

8 附則第2項の規定により旧条例の規定がその効力を失う前にした違反行為の処罰については、その失効後においても、なお従前の例による。

9 施行日前に旧条例第50条の規定により取りまとめた旧実施機関における旧条例の運用状況の公表については、施行日以後においても、なお従前の例による。

10 この条例の施行の際現に旧条例第45条の規定により設置された山形市個人情報保護制度運営審議会（以下「旧審議会」という。）の委員である者は、施行日において、第12条第2項の規定により新たに審議会の委員の委嘱を受けたものとみなす。

11 この条例の施行の際現に旧審議会の委員である者又は施行日前において旧審議会の委員であった者に係る旧条例第47条第5項の規定による職務上知り得た秘密を漏らしてはならない義務については、施行日以後においても、なお従前の例による。

理 由

個人情報の保護に関する法律の改正に伴い、同法の施行に関し必要な事項について定めようとするものである。

議第 7 9 号

山形市議会議員及び山形市長の選挙における選挙運動に要する費用の公費負担に
関する条例の一部改正について

山形市議会議員及び山形市長の選挙における選挙運動に要する費用の公費負担に関する条例
の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 4 年 1 1 月 2 4 日提出

山形市長 佐 藤 孝 弘

山形市議会議員及び山形市長の選挙における選挙運動に要する費用の公費負担に
関する条例の一部を改正する条例

山形市議会議員及び山形市長の選挙における選挙運動に要する費用の公費負担に関する条例
(平成 5 年市条例第 2 4 号) の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 号ア中「1 5, 8 0 0 円」を「1 6, 1 0 0 円」に改め、同号イ中「7, 5 6 0
円」を「7, 7 0 0 円」に改める。

第 8 条及び第 9 条中「7 円 5 1 銭」を「7 円 7 3 銭」に改める。

第 1 1 条中「5 2 5 円 6 銭」を「5 4 1 円 3 1 銭」に、「3 1 0, 5 0 0 円」を
「3 1 6, 2 5 0 円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第 4 条、第 8 条、第 9 条及び第 1 1 条の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後にその期日を告示される選挙について適用し、施行日前にその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

理 由

公職選挙法施行令の改正にあわせ、市議会議員及び市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等に係る公費負担額を改定しようとするものである。

議第 80 号

山形市情報公開条例の一部改正について

山形市情報公開条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 4 年 1 1 月 2 4 日提出

山形市長 佐 藤 孝 弘

山形市情報公開条例の一部を改正する条例

山形市情報公開条例（平成 9 年市条例第 39 号）の一部を次のように改正する。

目次中「第 35 条」を「第 36 条」に改める。

第 8 条第 2 号イ中「、氏名」を削り、同条に次の 1 号を加える。

- (7) 個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「個人情報保護法」という。）第 60 条第 3 項に規定する行政機関等匿名加工情報（同条第 4 項に規定する行政機関等匿名加工情報ファイルを構成するものに限る。以下この号において「行政機関等匿名加工情報」という。）又は行政機関等匿名加工情報の作成に用いた同条第 1 項に規定する保有個人情報から削除した個人情報保護法第 2 条第 1 項第 1 号に規定する記述等若しくは同条第 2 項に規定する個人識別符号

第 13 条中「すべて」を「全て」に改める。

第 18 条第 1 項中「以下」の次に「この条及び次条において」を加え、同条第 2 項中「（以下「諮問実施機関」という。）」を削り、同条第 3 項中「第 68 号」の次に「。以下「審査法」という。」を加える。

第 19 条中「諮問実施機関」を「前条第 1 項の規定により諮問をした実施機関」に改め、同条第 1 号中「行政不服審査法」を「審査法」に改める。

第 21 条の見出しを「（情報公開・個人情報保護審査会の設置）」に改め、同条第 1 項中「第 18 条第 1 項及び山形市個人情報保護条例（平成 12 年市条例第 34 号。第 23 条において「保護条例」という。）第 38 条第 1 項に規定する諮問に応じて審査するため」を「次に掲げる事務を行うため、審査法第 81 条第 1 項の規定により」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 第18条第1項の規定による諮問に応じて審査請求について調査審議すること。
- (2) 個人情報保護法第105条第3項において準用する同条第1項の規定による諮問に応じて審査請求について調査審議すること。

第21条に次の1項を加える。

- 3 審査会は、議会が保有する個人情報の開示等の請求に対する決定等についての審査請求に関する議会からの意見の求め（第23条第1項第3号において「意見の求め」という。）があったときは、議会に意見を述べることができる。

第22条第3項ただし書を次のように改める。

ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第22条第4項を次のように改める。

- 4 委員は、再任されることができる。

第22条第5項中「、同様」を「同様」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項の次に次の1項を加える。

- 5 市長は、委員が心身の故障のため職務の執行ができないと認めるとき、又は委員に職務上の義務違反その他委員としてふさわしくない非行があると認めるときは、その委員を解嘱することができる。

第22条に次の1項を加える。

- 7 委員は、在任中、政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。

第24条を削る。

第23条第1項中「審査会は」の次に「、必要と認めるときは」を加え、「保護条例の規定に基づく開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等若しくは開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る個人情報（以下「個人情報」という。）」を「保有個人情報」に、「個人情報の公開」を「保有個人情報の開示」に改め、同条第3項中「個人情報」を「保有個人情報」に改め、同条第4項を削り、同条を第24条とし、第22条の次に次の1条を加える。

（定義）

第23条 この章において「諮問実施機関」とは、次に掲げる機関をいう。

- (1) 第18条第1項の規定により審査会に諮問をした実施機関
- (2) 個人情報保護法第105条第3項において準用する同条第1項の規定により審査会に諮問をした実施機関（議会を除く。）及び財産区

(3) 意見の求めをした議会

- 2 この章において「保有個人情報」とは、個人情報保護法第60条第1項に規定する保有個人情報であつて、個人情報保護法第78条第1項第4号、第94条第1項又は第102条第1項にそれぞれ規定する開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等に係るものをいう。

第25条を次のように改める。

(委員による調査手続)

第25条 審査会は、必要と認めるときは、その指名する委員に、前条第1項の規定による求めにより提示された行政文書又は保有個人情報を閲覧させることができる。

第27条を削り、第26条を第27条とし、第25条の次に次の1条を加える。

(提出資料の写しの送付等)

第26条 審査会は、第24条第3項の規定による資料の提出又は審査法第81条第3項において準用する審査法第74条若しくは同項において準用する審査法第76条（個人情報保護法第106条第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定による主張書面若しくは資料の提出があつたときは、これらの資料又は主張書面の写し（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）にあつては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面）を当該資料又は主張書面を提出した審査請求人等（審査請求人、参加人又は諮問実施機関をいう。以下同じ。）以外の審査請求人等に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるときその他正当な理由があるときは、この限りでない。

- 2 審査会は、前項の規定により資料又は主張書面を送付しようとするときは、当該資料又は主張書面を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、審査会がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

第6章中第35条の次に次の1条を加える。

(罰則)

第36条 第22条第6項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(山形市行政不服審査条例の一部改正)

- 2 山形市行政不服審査条例（平成28年市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第13条中「審査会」を「法第81条第1項の規定により設置された機関」に改める。

(経過措置)

- 3 施行日前にこの条例による改正前の第18条第1項又は山形市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和 年市条例第 号）附則第2項の規定による廃止前の山形市個人情報保護条例（平成12年市条例第34号）第38条第1項の規定による諮問がなされた審査請求について山形市情報公開・個人情報保護審査会が行う調査審議の手續等については、なお従前の例による。

理 由

個人情報の保護に関する法律の改正に伴う個人情報の取扱いの変更にあわせ、規定の整備をしようとするものである。

議第 8 1 号

山形市職員定数条例の一部改正について

山形市職員定数条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 4 年 1 1 月 2 4 日提出

山形市長 佐 藤 孝 弘

山形市職員定数条例の一部を改正する条例

山形市職員定数条例（昭和 2 4 年市条例第 3 6 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号中「1, 1 1 2 人」を「1, 1 6 8 人」に改め、同条第 5 号中「2 8 8 人」を「2 4 2 人」に改める。

附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

理 由

第 4 次職員定員適正化計画の策定を受け、市長の事務部局及び教育委員会の事務部局の職員の定数を変更しようとするものである。

議第 8 2 号

山形市手数料条例の一部改正について

山形市手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 4 年 1 1 月 2 4 日提出

山形市長 佐 藤 孝 弘

山形市手数料条例の一部を改正する条例

山形市手数料条例（昭和 2 6 年市条例第 2 9 号）の一部を次のように改正する。

附則に次の 2 項を加える。

（個人番号カードの利用による証明書等の交付等に係る手数料の特例措置）

- 3 令和 7 年 1 2 月 3 1 日までの間、この市の電子計算機と電気通信回線で接続された端末機において利用者証明用電子証明書（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成 1 4 年法律第 1 5 3 号）第 2 2 条第 1 項の利用者証明用電子証明書をいう。）が記録されている個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 2 5 年法律第 2 7 号）第 2 条第 7 項に規定する個人番号カードをいう。）を利用して次の表の左欄に掲げる証明又は書類の交付の請求があった場合における当該証明又は書類の交付に係る手数料の額は、別表第 1 の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる証明又は書類の種類の区分に応じそれぞれ同表の右欄に定める別表第 1 の該当項に規定する手数料の額から 1 0 0 円を減じて得た額とする。

証明又は書類の種類	別表第 1 の該当項
印鑑に関する証明	7 の項
住民票の写し	2 6 の項
戸籍の附票（当該戸籍の附票から除かれた者の附票を含む。）の写し	2 7 の項
戸籍法（昭和 2 2 年法律第 2 2 4 号）第 1 2 0 条第 1 項の規定に基づく磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部又は一部を証明した書面	3 0 の項

（電子申請による証明書等の交付等に係る手数料の特例措置）

- 4 令和7年12月31日までの間、山形市行政手続における情報通信の技術の利用に関する条例（平成18年市条例第38号）第3条第1項の規定による電子情報処理組織を使用する方法により次の表の左欄に掲げる証明又は書類の交付の請求があった場合における当該証明又は書類の交付に係る手数料の額は、別表第1の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる証明又は書類の種類の区分に応じそれぞれ同表の右欄に定める別表第1の該当項に規定する手数料の額から100円を減じて得た額とする。

証明又は書類の種類	別表第1の該当項
個人の納税に関する証明	1の項
個人の所得に関する証明	2の項
身分に関する証明	6の項
住民票及び除票の写し	26の項
戸籍の附票（当該戸籍の附票から除かれた者の附票を含む。）及び戸籍の附票の除票の写し	27の項
戸籍法第120条第1項の規定に基づく磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面又は同法第10条第1項若しくは第10条の2第1項から第5項までの規定に基づく戸籍の謄本若しくは抄本	30の項
独身証明書	126の項

別表第1の30の項中「（昭和22年法律第224号）」を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、規則で定める日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の附則第3項及び第4項の規定は、施行日以後に請求のあった証明又は書類の交付に係る手数料について適用し、施行日前に請求のあった証明又は書類の交付に係る手数料については、なお従前の例による。

理 由

証明書交付サービス及びオンライン申請サービスを利用した場合における証明書等の交付手数料を減額しようとするものである。

議第 8 3 号

山形市印鑑条例の一部改正について

山形市印鑑条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 4 年 1 1 月 2 4 日提出

山形市長 佐 藤 孝 弘

山形市印鑑条例の一部を改正する条例

山形市印鑑条例（昭和 4 6 年市条例第 1 3 号）の一部を次のように改正する。

第 1 1 条第 3 項中「民間事業者が設置する」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理 由

証明書交付サービスの利用拡大を図るため、印鑑登録証明書の交付申請に係る規定の整備をしようとするものである。

議第 84 号

山形市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部改正について

山形市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 4 年 11 月 24 日提出

山形市長 佐藤 孝弘

山形市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例

山形市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例（平成 8 年市条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

目次中「第 8 章 生活環境影響調査結果の縦覧等（第 38 条の 2—第 38 条の 7）」を

「第 8 章 生活環境影響調査結果の縦覧等

第 1 節 市が設置する一般廃棄物処理施設（第 38 条の 2—第 38 条の 9）

第 2 節 災害廃棄物処分受託者が設置する一般廃棄物処理施設（第 38 条の 10—

に改める。

第 38 条の 16）」

第 20 条中「以下」を削る。

第 8 章中第 38 条の 2 の前に次の節名を付する。

第 1 節 市が設置する一般廃棄物処理施設

第 38 条の 2 中「以下「生活環境影響調査」を「第 38 条の 4 及び第 38 条の 7 において「生活環境影響調査」に、「以下「影響調査書」を「次条第 1 項及び第 38 条の 8 において「影響調査書」に、「以下「意見書」を「第 38 条の 5 及び第 38 条の 6 において「意見書」に、「以下「施設」を「第 38 条の 5、第 38 条の 7 及び第 38 条の 8 において「施設」に改める。

第 38 条の 3 第 2 項中「以下」を「第 38 条の 8 において」に改める。

第38条の4中「の各号」を削る。

第38条の6中「前条の」及び「まで」を削る。

第38条の7中「第38条の2に規定する」を削り、第8章中同条を第38条の8とし、第38条の6の次に次の1条を加える。

(環境影響評価との関係)

第38条の7 施設の設置又は変更に関し環境影響評価法（平成9年法律第81号）又は山形県環境影響評価条例（平成11年山形県条例第29号）に基づく環境影響評価（生活環境影響調査に相当する内容を有するものに限る。）に係る告示、縦覧等の手続を経たものは、第38条の3から前条までに定める手続を経たものとみなす。

第8章に次の1条及び1節を加える。

(非常災害に係る縦覧期間等の特例)

第38条の9 法第9条の3の2第1項の同意に係る一般廃棄物処理施設を設置しようとする場合における第38条の4及び第38条の6の規定の適用については、第38条の4中「1月間」とあるのは「1月間（市長が非常災害の状況により期間の短縮を認める場合にあつては、短縮後の期間）」と、第38条の6中「2週間」とあるのは「2週間（市長が非常災害の状況により期間の短縮を認める場合にあつては、短縮後の期間）」とする。

第2節 災害廃棄物処分受託者が設置する一般廃棄物処理施設

(対象となる施設の種類)

第38条の10 市から非常災害により生じた廃棄物の処分の委託を受けた者（次条から第38条の14まで及び第38条の16において「災害廃棄物処分受託者」という。）が行う法第9条の3の3第2項の規定による同条第1項に規定する調査（第38条の12及び第38条の15において「受託者施設生活環境影響調査」という。）の結果を記載した書類（次条及び第38条の16において「影響調査書」という。）の公衆への縦覧及び生活環境の保全上の見地からの意見書（第38条の13及び第38条の14において「意見書」という。）を提出する機会の付与の対象となる一般廃棄物処理施設は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第5条第1項に規定するごみ処理施設のうち焼却施設（第38条の13、第38条の15及び第38条の16において「受託者施設」という。）とする。

(縦覧の公告等)

第38条の11 災害廃棄物処分受託者は、法第9条の3の3第2項の規定により影響調査書を公衆の縦覧に供しようとするときは、その旨を公告するものとする。

2 災害廃棄物処分受託者は、前項の縦覧を行うときは、法第8条第2項各号に掲げる事項を記載した書類（第38条の16において「受託者施設計画書」という。）をあわせて縦覧に供するものとする。

（縦覧の場所及び期間）

第38条の12 前条の縦覧の場所は、次に掲げるところとし、当該縦覧の期間は、公告の日から1月間（市長が非常災害の状況により期間の短縮を認める場合にあっては、短縮後の期間）とする。

- (1) 災害廃棄物処分受託者の事務所
- (2) 受託者施設生活環境影響調査を実施した周辺地域内で市長が指定する場所
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める場所

（意見書の提出の公告）

第38条の13 災害廃棄物処分受託者は、法第9条の3の3第2項の規定により受託者施設の設置に関し利害関係を有する者に意見書を提出する機会を付与しようとするときは、その旨を公告するものとする。

（意見書の提出先及び提出期限）

第38条の14 意見書の提出先は、次に掲げるところとし、当該意見書の提出期限は、第38条の12の規定による縦覧期間満了の日の翌日から起算して2週間（市長が非常災害の状況により期間の短縮を認める場合にあっては、短縮後の期間）を経過する日とする。

- (1) 災害廃棄物処分受託者の事務所
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める場所

（環境影響評価との関係）

第38条の15 受託者施設の設置又は変更に関し環境影響評価法又は山形県環境影響評価条例に基づく環境影響評価（受託者施設生活環境影響調査に相当する内容を有するものに限る。）に係る公告、縦覧等の手続を経たものは、第38条の11から前条までに定める手続を経たものとみなす。

（他の市町村との協議）

第38条の16 市長は、受託者施設に関する区域等が次の各号のいずれかに該当するときは、当該災害廃棄物処分受託者をして当該各号に掲げる区域の市町村の長に影響調査書及び受託者施設計画書の写しを送付させ、当該区域における縦覧等の手続の実施について協議するものとする。

- (1) 設置し、又は変更しようとする受託者施設の区域が他の市町村の区域内であるとき。
- (2) 受託者施設の敷地が他の市町村の区域にわたるとき。
- (3) 受託者施設の設置又は変更による生活環境に影響を及ぼす周辺地域に、他の市町村の区域が含まれているとき。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理 由

非常災害時における廃棄物処理施設の設置に関する特例措置を活用するために必要な事項について規定しようとするものである。

山形市道路の構造の技術的基準等を定める条例の一部改正について

山形市道路の構造の技術的基準等を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 4 年 1 1 月 2 4 日提出

山形市長 佐 藤 孝 弘

山形市道路の構造の技術的基準等を定める条例の一部を改正する条例

山形市道路の構造の技術的基準等を定める条例（平成 24 年市条例第 30 号）の一部を次のように改正する。

目次中「第 43 条」を「第 44 条」に、「第 44 条」を「第 45 条」に、「第 45 条」を「第 46 条」に、「第 46 条」を「第 47 条」に改める。

第 2 条中「法」の次に「、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」を加える。

第 4 条第 1 項中「停車帯」の次に「、自転車通行帯」を加え、同条第 5 項本文中「車道」の次に「（自転車通行帯を除く。）」を加える。

第 5 条第 8 項中「第 12 条」を「第 42 条第 1 項において準用する令第 12 条」に改める。

第 6 条第 2 項中「副道」の次に「（自転車通行帯を除く。）」を加える。

第 8 条の次に次の 1 条を加える。

（自転車通行帯）

第 8 条の 2 自動車及び自転車の交通量が多い第 3 種又は第 4 種の道路（自転車道を設ける道路を除く。）には、車道の左端寄り（停車帯を設ける道路にあつては、停車帯の右側。次項において同じ。）に自転車通行帯を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2 自転車の交通量が多い第 3 種若しくは第 4 種の道路又は自動車及び歩行者の交通量が多い第 3 種若しくは第 4 種の道路（自転車道を設ける道路及び前項に規定する道路を除く。）には、安全かつ円滑な交通を確保するため自転車の通行を分離する必要がある場合においては、

車道の左端寄りに自転車通行帯を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

3 自転車通行帯の幅員は、1.5メートル以上とするものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、1メートルまで縮小することができる。

4 自転車通行帯の幅員は、当該道路の自転車の交通の状況を考慮して定めるものとする。

第9条第1項中「第3種」の次に「（第4級及び第5級を除く。次項において同じ。）」を加え、「第4種の道路」を「第4種（第3級及び4級を除く。同項において同じ。）の道路で設計速度が1時間につき60キロメートル以上であるもの」に改め、同条第2項中「歩行者の交通量が多い第3種若しくは第4種の道路」の次に「で設計速度が1時間につき60キロメートル以上であるもの」を加え、同条第4項中「第12条」を「第42条第1項において準用する令第12条」に改める。

第10条第1項中「自転車道」の次に「又は自転車通行帯」を加える。

第11条第1項中「自転車道」の次に「若しくは自転車通行帯」を加える。

第30条第4項中「並びに」の次に「令第42条第1項において準用する」を加える。

第32条第3号中「車道」の次に「（自転車通行帯を除く。）」を加える。

第40条中「）並びに」の次に「令第42条第1項において準用する」を加える。

第41条第1項及び第2項中「第8条」の次に「、第8条の2第3項」を加える。

第42条第3項中「第39条第4項」を「第42条第1項において準用する令第39条第4項」に改め、同条第5項中「）並びに」の次に「令第42条第1項において準用する」を加える。

第43条第2項中「第40条第3項」を「第42条第1項において準用する令第40条第3項」に改め、同条第4項中「規定並びに」の次に「令第42条第1項において準用する」を加える。

第46条を第47条とする。

第45条中「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第10条第1項に規定する移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準」を「道路移動等円滑化基準」に改め、第4章中同条を第46条とする。

第3章中第44条を第45条とする。

第2章中第43条の次に次の1条を加える。

（歩行者利便増進道路）

第44条 歩行者利便増進道路に設けられる歩道若しくは自転車歩行者道又は歩行者利便増進道路である自転車歩行者専用道路若しくは歩行者専用道路には、歩行者の滞留の用に供する部分を設けるものとする。

2 前項に規定する部分には、歩行者利便増進施設等の適正かつ計画的な設置を誘導する必要があるときは、歩行者利便増進施設等を設置する場所を確保するものとする。この場合において、必要があると認めるときは、当該場所に街灯、ベンチその他の歩行者の利便の増進に資する工作物、物件又は施設を設けるものとする。

3 歩行者利便増進道路（新設特定道路を除く。）は、道路移動等円滑化基準に適合する構造とするものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理 由

道路構造令等の改正に伴い、歩行者利便増進道路及び自転車通行帯に関する基準等を定めようとするものである。

山形市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正について

山形市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 4 年 1 1 月 2 4 日提出

山形市長 佐 藤 孝 弘

山形市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

山形市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成 3 年市条例第 5 4 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 に次のように加える。

山形北インター産業団地地区地区整備計画区域	都市計画法第 2 0 条第 1 項の規定により告示された山形広域都市計画山形北インター産業団地地区地区計画のうち、地区整備計画が定められた区域
-----------------------	---

別表第 2 に次のように加える。

山形北インター産業団地地区地区整備計画区域	次に掲げる建築物（これに附属する建築物を含む。）以外の建築物 (1) 工場（法別表第 2（る）項第 1 号に掲げるものを除く。） (2) 法別表第 2（は）項第 5 号に掲げる店舗等 (3) 事務所 (4) 保育所 (5) 自動車車庫 (6) 倉庫（法別表第 2（る）項第 2 号に掲げるものを除く。） (7) 公園に設けられる公	1, 0 0 0 平方メートル	外壁等の面から道路境界線までの距離	2 メートル	2 0 メートル
			外壁等の面から隣地境界線までの距離	2 メートル。ただし、都市計画法第 1 2 条の 5 第 2 項第 1 号に定める	

		衆便所及びあずまや			地区施設である緑地との境界線にあっては、この限りでない。	
	産業団地B地区	次に掲げる建築物(これに附属する建築物を含む。)以外の建築物 (1) 工場(法別表第2(る)項第1号(1)から(4)まで、(11)から(13)まで、(17)、(19)から(22)まで及び(29)から(31)までに掲げる事業を営むものを除く。) (2) 事務所 (3) 自動車車庫 (4) 倉庫 (5) 公園に設けられる公衆便所及びあずまや	1,000平方メートル	外壁等の面から道路境界線までの距離 外壁等の面から隣地境界線までの距離	2メートル 2メートル。ただし、都市計画法第12条の5第2項第1号に定める地区施設である緑地との境界線にあっては、この限りでない。	20メートル

別表第3に次のように加える。

山形北インター産業団地地区地区整備計画区域	産業団地A地区	10分の20	10分の6		
	産業団地B地区				

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理 由

山形北インター産業団地地区地区整備計画区域内の建築物等を制限し、良好な都市環境を確保しようとするものである。

議第 8 7 号

山形市消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部改正について

山形市消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 4 年 1 1 月 2 4 日提出

山形市長 佐 藤 孝 弘

山形市消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部を改正する条例

山形市消防本部及び消防署の設置等に関する条例（昭和 4 3 年市条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 項中「2 5 8 人」を「2 8 7 人」に改める。

附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

理 由

第 2 次消防職員定員適正化計画の策定を受け、消防本部及び消防署の職員の定数を変更しようとするものである。

議第 88 号

山形市立学校設置条例の一部改正について

山形市立学校設置条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 4 年 1 1 月 2 4 日提出

山形市長 佐 藤 孝 弘

山形市立学校設置条例の一部を改正する条例

山形市立学校設置条例（昭和 39 年市条例第 16 号）の一部を次のように改正する。

第 1 項の表山形市立南沼原小学校の項所在の欄中「山形市富の中一丁目 1 番 4 号」を「山形市飯沢 5 9 番地 2」に改め、同表山形市立西山形小学校の項所在の欄中「山形市大字柏倉 8 8 8 番地」を「山形市大字柏倉 3 7 7 4 番地 1」に改める。

附 則

この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第 1 項の表山形市立南沼原小学校の項の改正規定 令和 5 年 1 月 1 0 日
- (2) 第 1 項の表山形市立西山形小学校の項の改正規定 教育委員会規則で定める日

理 由

南沼原小学校及び西山形小学校の移転改築に伴い、これらの小学校の所在地を変更しようとするものである。

議第 8 9 号

山形市下水道条例の一部改正について

山形市下水道条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 4 年 1 1 月 2 4 日提出

山形市長 佐 藤 孝 弘

山形市下水道条例の一部を改正する条例

山形市下水道条例（昭和 4 0 年市条例第 2 9 号）の一部を次のように改正する。

第 2 1 条の 2 第 1 項の表種類の項の次に次のように加える。

指定下水道工事店指定手数料		1 件につき	1 0, 0 0 0 円	
指定下水道工事店継続指定手数料		1 件につき	1 0, 0 0 0 円	

第 2 1 条の 2 第 2 項中「申込み」を「申請」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。

（適用）

2 改正後の第 2 1 条の 2 の規定（指定下水道工事店指定手数料及び指定下水道工事店継続指定手数料に係る部分に限る。）は、施行日以後の申請に係る手数料について適用する。

理 由

指定下水道工事店の指定及び継続指定に係る手数料を定めようとするものである。

議第 9 0 号

山形市病院事業の設置等に関する条例の一部改正について

山形市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 4 年 1 1 月 2 4 日提出

山形市長 佐 藤 孝 弘

山形市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

山形市病院事業の設置等に関する条例（昭和 4 1 年市条例第 5 2 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 項中「6 1 5 人」を「6 2 9 人」に改める。

附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

理 由

市立病院済生館要員計画の策定を受け、済生館の職員の定数を変更しようとするものである。